

此処彼処

ここ

かしこ

特定非営利活動法人

ふくしま支援・人と文化ネットワーク／広報誌



Vol. 17

2019年10月

目次

巻頭／追い詰められた自主避難者たち	1
特集／風化されないということについて	2.3
ふくしまツアー前に伝えたい今の福島	4.5
会員エッセイ	6
学習会報告	7
information／香織のティータイム	8

〒245-0013 横浜市泉区中田東3-16-5 <http://www.support-fukushima.net> Email:p-c-netw311@nifty.com

追い詰められた自主避難者たち



「自主避難者」(区域外避難者)の居住権獲得を！

理事 郡司真弓

住居追い出しに反対する署名を環境省に渡す避難者

この間、福島県は入居者に対して一貫して転居を求めていました。避難者もそれに応じて可能な限りの自立を模索していたのですが、63世帯が未だ新しい住居を確保できず、現在の公務員住宅での生活を余儀なくされています。ところが、2019年8月、福島県は入居者に対して、「損害金」として家賃の2倍に相当する金額の支払いを求め、

2011年の東京電力福島原発の事故後、政府の避難指示が出されなかった区域からも、福島県外に避難する人たちが多数いました(いわゆる自主避難者)。その中で、全国の国家公務員住宅に住む人たちは、家賃と駐車場代を無償にするという「みなし仮設住宅」の措置が取られていました。この措置は一昨年(2017)の3月に終了しましたが、「拙速な追い出し政策」として多くの批判を浴びることになり、そこで県は、一部については経過措置として2年間(2019年3月まで)の入居を認めるようにしました。

8月29日に避難者と市民団体は復興庁や財務省などに「家賃2倍請求」を中止するよう求めましたが、立ち会った官僚らは「福島県が決めたこと」「福島県の意思を尊重する」と繰り返すばかりで、話し合いは平行線のまま終わりました。市民側は家賃2倍中止と入居者のヒアリングを行うことも要求し、1週間以内に文書で回答することを求めました。しかし、その回答書には相も変わらず「福島県の意思を尊重する」とのむなしの文言が

また契約を交わさない5世帯に対して、訴訟を起こす考えを表明しました。2017年の県と入居者との契約では、「2年後に退去しなければ、県は2倍額の損害金の請求をする」という条項が盛り込まれていました。しかし、原発事故に責任のある国や県が、避難者の実情を無視して、代替策も用意せず、紋切り型で退去を迫るのは大きな問題です。「家賃2倍請求」には一種の「懲罰」的な意味合いがあり、とうてい許されるものではありません。

今後市民運動と連帯しながら、避難者の居住権を獲得していきたいと思えます。

並んでいました。「2倍家賃」の決定について財務省の官僚たちは、1年半前から一貫して「国が決めたのではなくて、福島県が全て判断してきたこと」と述べ、国の関与を否定していました。しかし、この日の質問から、「2倍請求」を求めていたのは、実は福島県ではなく財務省であったことが明らかになりました。国家公務員宿舎は国が福島県に対して使用許可の契約を結び、2019年4月からは家賃2倍にあたる損害金を福島県が支払っています。その契約の中に、居住者に2倍相当の「損害金」を課すという内容を入れ込んだのは財務省で、それを福島県が追認した形になっているために「福島県が決めたこと」になるわけです。期日までに2倍の家賃を支払ったのは63世帯のうち僅か7世帯です。原発事故の当事者である国や福島県が、自主避難せざるを得ない人たちに追い詰めている現状には怒りを禁じえません。

〈風化されない〉ということについて



詩人 齋藤 貢

東日本大震災の時、福島県立小高商高の校長だった齋藤貢氏は、原発事故の直後に夜闇の中を必死で避難した経験をもつ。その後も県内に止まり、一人の教育者として詩人として、被災地や人々の心の変化を見つめてきた。このほど「現代詩人賞」（日本現代詩人会）を受賞したことをきっかけに、発災後八年の福島について寄稿していただいた。

無機質な堤防と新しい家屋の風景

自宅から程近い太平洋の海岸線に沿って車を走らせた。ここに津波が押し寄せたのは、今から八年以上も前の出来事だが、その被害の生々しい残滓は、今や真新しい造成地の人工的な風景の痛ましさに姿を変えている。それは地域の文化や愛しい風景が奪われた土地のこころの痛みが今なお続いていることにほかならないのだが、「復興」という変貌は、ひとの目にいったいどのように映っているのか。岬の灯台近くまで来たところで、車から降りた。「塩屋埼灯台」は、一九五七年、木下恵介監督による松竹制作の名画『喜びも悲しみも幾年月』の舞台となった灯台としても有名なところであり、いわき市では観光客が比較的多く訪れる観光地のひとつだ。美空ひばりの歌謡曲「みだれ髪」の歌詞にも〈塩屋の岬〉と歌われていて、この岬の高台にある灯台への登り口には、ひとが近づくと「みだれ髪」の歌が自動的に流れる歌碑もある。

しかし、東日本大震災の津波によって、この地域は甚大な被害を受けた。家屋が根こそぎ波に洗われ、集落全体がごとごとく破壊されてしまったのである。灯台の立つ豊間地区と薄磯地区は、いわき市内で最も犠牲者の多かった地区のひとつである。あれから八年が経過して、海岸線には高い堤防ができた。海岸沿いの集落のあった場所には地面に高く盛り土が施されて、昔の面影はほとんど残っていない。堤防の内側には広い道路が灯台の方へ向かって長く伸びている。かつて民宿がひしめき合っていた漁師町の賑わいと風情は、どこかへ行ってしまった。いまは更地になって美しい公園が整備さ

れて、民家の姿はどこにもない。

その一方で、海岸から離れた高台には山を切り開いて新しい住宅地が整備され、ぽつりぽつりと新しい家屋が造られ始めている。昔は、白い砂浜が続く海岸線の先に白い灯台が岬の先端に美しく立ち、いわき市の観光パンフレットにも景勝地として掲載されていたものだ。しかし、いまは白いコンクリートの高い堤防と新しい道路が無機質なまでに目に映る。堤防と道路の内側には、堤防の倍の高さの土手が築かれて、植林されている。二十年も経過すれば、この若木が自然の防風林を形づくるのだろうか。まだ、いかにも人工的な印象がぬぐえない場所だが、この地も、いつか美しい自然の姿を取り戻す日が来るのだろうか。

塩屋埼灯台

——岬に立てる一本の指

岬の光り／岬のしたにむらがる魚ら／岬にみち尽き／そ

ら澄み／岬に立てる一本の指

これは、大正四年の『詩歌』四月号に発表された「岬」という詩篇である。作者の山村暮鳥はこのとき、いわき市平に住み、布教活動を行っていた。だから、詩集『聖三稜玻璃』（大正四年十二月刊）所収のこの詩は、この塩屋崎灯台を、岬に立てる一本の指」という暗喩を用いて表現したのだと言われている。いわき沖の太平洋上を航行する船舶を安全に導くための灯台。その灯台の果たすべき役割が、神の教えを示唆して導くための光に満ちた「一本の指」のイメージに見事に重ね合わされた比喩である。

たしかに、灯台の形状は指の形状とそっくりに重なり合うし、民衆を幸福へと導く布教の使命も灯台のそれとびたりと重なり合う。百年以上も前の比喩でありながら、この表現にいまだに色あせない比喩の巧みさを実感するのは、灯台に重ね合わされた「一本の指」の寓意の見事さによるのだろう。

アリストテレスが言ったように「詩人とは類似を発見する者」だとしても、その類似が二つのそれぞれの文脈で生

きたことばとならなければ、それは比喩と呼べない。復興の姿も、また然りである。まだ、この被災地には生活のおいがしないし、見た目ばかりの美しさ、表面的な風景の味気なさが漂っているにすぎない。生活の音やにおいが全く感じられないのである。この地が本場に復興するのは

いったいいつなのか。一度失ってしまった自然を取り戻すのがたいへんな作業であるように、一度失った生活をたたび元通りにしていくのは決してなまやさしいことではない。塩屋崎の岬と灯台が、震災後のいまも昔のままの姿を残しているのは幸いなことである。

異常なものが日常に還元されていくという異常

わたしの詩集『夕焼け売り』（思潮社刊）が、日本現代詩人会の「現代詩人賞」を受賞した。震災と原発事故をテーマにした、いわば特殊な部類に属する詩集なので、選考委員の方々をはじめとして、共感を持って読んでくださった方々には、改めて感謝を申し上げたいと思う。

そして、震災も原発事故も既に過去の出来事だとして忘れ去られてしまうようなことがあってはならないと思っている。しかし、「風化」という事実を前にして、八年という歳月はあまりにも長くて重

い。異常な日常が八年もの長きにわたると、いつのまにかその異常さが日常になって、その異常さに不安すら抱かなくなっている自分に気づかされるからだ。かつて詩人の石原吉郎は「風化」について次のように語った。「異常なものが徐々に日常的なものへ還元されて行くという異常な現実の中で、私たちは徐々に、そして確実に風化されていったのである。」（『沈黙と失語』より）と。その言葉が、実感として今はよくわかる。シベリアの強制収容所の過酷な日常にひとが壊れていく姿を、

石原は「風化」と表現したのだが、単調な歳月の繰り返しによって、いつのまにか異常な現実を異常と感じさせない日常を生み出しているのは、ほかならぬわたしたちの現在の姿なのではないか。そして、このような日常の麻痺感覚こそが、実はわたしたちに「風化」をうながす元凶なのではないか。異常なことを異常なことと感じない日常性の麻痺があったことをなかつたことにする。わたしたちを思考停止にさせる。決して「風化」させてはならないのである。

福島県の被災地には、「帰還

困難区域」と呼ばれる地域がまだ多く残されていて、そこではふるさとに戻ることでできない人々がたくさんいる。その上、放射線被曝は、低線量被曝の臨床アータも少なく、安全安心の判断の根拠について、その見極めはとても難しい。だから、原発事故の被災地やその周辺市町村で生活している者にとっては、低線量被曝の危険性や安全性は常に身近な不安材料であり、大丈夫かどうかを常に自分自身に問いかげながら暮らさざるを得ない日々をいまだに強いられる。

<著者略歴>

齋藤 貢（さいとう・みつぐ）

1954年福島県生まれ。茨城大学卒。1979年に教員となり、福島県立小高商業高等学校、福島県立郡山東高等学校の校長を歴任。詩集『奇妙な容器』（1987年 詩学社）で第四十回福島県文学賞。詩集『夕焼け売り』（2018年 思潮社）で第三七回現代詩人賞。他の詩集には『竜宮岬』（2010年 思潮社）『汝は、塵なれば』（2013年 思潮社）など。詩誌「歷程」「白亜紀」「孔雀船」「雛嚙粟（コクリコ）」同人。現在はいわき短期大学非常勤講師。福島県現代詩人会理事長。福島県文学賞審査委員。吉野せい賞運営委員会委員。いわき市在住。

福島ツアーの前に伝えたい、

▼▼▼ 今の福島



原発事故被害者「相双の会」会長 國分 富夫



原子力発電所に事故は許されない

原発反対運動の原点

はご承知の事だろう。

にもなった。その後、活動が下火になったが、火を消すことなく続いた。

労働組合運動も停滞し同盟系であった電力労組が加わり連合が結成され反原発闘争は方針から削除された。

1986年4月26日チエルノブイリ原発で4号炉（出力100万kW、1983年12月運転開始）原子力発電開発史上最悪の事故から33年、その反省もなく日本の原発は優秀であり、例え事故が起きても4つの壁に守られているから安全だと言い張ってきた日本だ。

東北電力の新設計画撤回

51年前に浪江・小高原発を建設しようと1968年（昭和43年）東北電力が計画され、浪江町議会は原子力発電所の誘致を決定した。続いて小高町（現南相馬市小高区）も誘致決議をした。私たちは原発反対同盟を結成して闘いを始めた。その時私は20代そこそこであったが反対同盟の萬年事務局長となった。村八分にされた時もあった。その時の町会議員はほとんどこの世にいない。原発建設予定地の方から自宅に嘯鳴り込まれ、小高町から逃げ出したい気持ち

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、それに起因する東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の発生以降、浪江町議会においては「誘致決議を白紙撤回する議案」、南相馬市議会においては「誘致決議を破棄し、建設の中止を求める議案」が決議されるなど、地元の現状ならびに地

福島原発事故は起こるべきして起きた事故ではないだろうか。全国の原発52基が稼働したが、何十回何百回事故を起こしたのだろうか、そればかりではない事故隠しがあり問題視されても来た。その結果、福島第一原発事故である。それでも欠陥原発とは言わない。想定外の津波たと事故隠しをしているのだ。原発は操縦ミスであろうが何であろうが事故は許されない。それが原子力発電所なのだ。それに原発が稼働すればその場が原発墓場となり未来永劫管理していかなければならないこと

元の皆さまの心情などを踏まえると、浪江・小高地点の開発を進めていくことは極めて困難となり、2013年3月28日東北電力は、浪江・小高原子力発電所（福島県浪江町、南相馬市）の新設計画を撤回となったのである。今思うと1968年の原発誘致への反対運動がなければ原発は2000年には当然稼働していただろうと思われる。稼働していれば東日本大震災ではどうなったのか予測できない。事故になったのかもしれない。

国の責任について

またチェルノブイリ原発で明らかになったのは1983年12月運転開始して稼働して3年そこそこで事故である。人為ミスとかたづけられていたが実際の真意は分からない。つまりは起こるべきで起きた事故であると思つ。福島第一原発も同じであろうと考えるのが妥当である。

日本の原発は国策であること

とからすれば国の責任は重大である。国土は日本の宝ということからすればあまりにも無責任である。原発事故で失った国土は一万平方キロと言われる。

残念ですが日本という国は労働者から絞るだけしほり国民の1%と言われる富裕層を優遇する政策でしかなかったことだ。

原発事故で被害者はどこ行く当てもなく全国に散らばってしまった。それから8年半過ぎた現在でも解消できないのである。さらに公式発表では2287人が原発関連死なのであるが、それどころではなく関連死と認められない人が多くいると思われる。放射能公害は正に人災であり、その場限りの災害で終わらない事である。つまり、自然界にはない放射能が原発を稼働することにより生み出され生物にもつとも有害な放射性物質が放出されるのである。

多くの裁判闘争と判決

数多くの裁判闘争が行われているが、地裁から高裁とすすみ判決が続出している。しかし、被害者には満足のない判決の実態である。高裁での口頭弁論へとなり、本人尋問それに対する反対尋問、被告代理人弁護士は加害者とは考えられないほど強気な言葉を吐いてくる。被害者（原告）に「賠償金を支払っているだろっ」「それで家を建てましたね」「いかにもお金をあげている」という言い方である。

原発事故で全てをなくし家庭まで壊され二度と取り戻すことはできないのだ。加害者である東電がいう言葉ではない。いくら加害者である被告代理人弁護士であろうが許される言葉では

ありません。こんなことが許される裁判であるとするならばなんのための司法なのか疑いざるを得ない。

東電の賠償三つの誓い

やむなく原発事故の賠償を求め住民が申し立てた裁判外紛争解決手続き（ADR）で、国の原子力損害賠償紛争セン

ターの和解案を東電が拒否のため裁判を余儀なくされている。東電は賠償の姿勢として、三つの誓いをしていながらも関わらず責任を持つとしないのである。左の三つの誓いということであったが、何一つ守ろうとしない。それどころか「貴方は裁判をしているから賠償金は支払いませぬ」という始末である。

損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策 東電の三つの誓い

- ①最後の一人まで賠償貫徹 = 最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する。
- ②迅速かつきめ細やかな賠償の徹底 = 手続きが煩雑な事項の運用等を見直し、賠償金の早期支払いをさらに加速する。
- ③和解案の尊重 = 原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案を尊重するとともに、手続きの迅速化に引き続き取り組む

福島への思い、忘れない

会員 川崎 俊子

いわき市との縁

私の母の郷里が福島県伊達郡月舘町（現伊達市）ということで、「一度被災地を見てみたい、私にも何かできることはないかしら」と思っていた時に出会ったのが、2011年9月に練馬区立男女共同参画センターえーるで開催された、神田香織さんによる「講

釈師が語る大地震」という区民企画講座であった。

翌年3月、NPOふくしま支援・人と文化ネットワークが一泊二日の「いわき市の農家との交流と援農ツアー」を企画し、これに参加したのが、いわき市とのご縁の始まりである。

さまざまなかプロジェクトに参加

その後、天ぷらバスで行く「いわきオーガニックコットンプロジェクト」に、春の種蒔き、夏の草取り、秋の収穫にと数多く参加してきた。地図上に自分が行った綿畑や被災地を印し始めると、その数は徐々に増えていった。

思い浮かぶ事柄が多々ある。薄磯海岸の堤防に描かれた色とりどりの花々や魚群、豊間中学校脇の瓦礫の山、久ノ浜火災現場にボツリと残った小さな社と赤い鳥居、仮設の浜



2012.8.5 薄磯海岸沿いに描かれた花

風商店街、広野町の3基の火力発電所、被災した富岡駅、いたる所に積まれたフレコンバツクの山。8年半が経ち、被災地では復興が進んではいるが、まだまだ道半ばである。

多くの人との出会い

NPOザ・ピープルの吉田恵美子さん、為朝集落の折笠茂子さん、リボン社の吉崎健一郎さんなどは、まるで親戚に会っているような気がするが、福島第一原発事故がなければお会いすることもなかっただろう。これもご縁あつてのことと思つた。

印象に残っているのは、2015年の会津自然エネルギー事業ツアーでの喜多方市

母の顔

薄井 清美

母は鏡に向かい「これ、わたしなの？ 情けない顔して」とふふっと笑う

確かに体の左右はアンバランスで「元も曲がっている

社交ダンスをしていた時はタンゴもルンバも安来節まで踊っていたし

おとうさんと社交ダンスで知り合ったのよね

母の小さなポーチには

「紅とおしろいが入っている

「紅は資生堂のをお願いね指輪も合わなくなったからサイズ直しに出してちょうだい」

髪を櫛で梳かして整え

「紅を塗って

「私も九十才を過ぎてしまった信じられない」

フラの手振りでおどけてみせる母の顔は明るくなっていた



2012.8.4 平藤間地区での除草作業

市民立法「チェルノブイリ法日本版」への挑戦

柳原 敏夫氏（弁護士）の講演を聞いて



2019年9月19日、東京地裁は福島原発事故における業務上過失致死傷罪を問う裁判で、「被告人無罪」の判決を下しました。あらゆる事態を想定し事故の防止に努めるべきは第一に事業者の責任であるのに、その責任を免罪しようというのです。日本の裁判はそして法律は、一体誰のためにあるのか。そうした憤りのなかで考えるのは、今年5月に柳原敏夫弁護士を囲んで学習会を開いた「チェルノブイリ法日本版」のことです。あらためて学習会の内容を振り返ります。

■■■■■ チェルノブイリ法では汚染地区からの「移住」が基本

「チェルノブイリ法」とは、1986年に旧ソ連で起きた

原発事故の5年後、被災者の救援や汚染区域の管理のために、ソ連邦、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアで制定された法律です。空間線量と土壌汚染の双方を基準に避難・補償・保養などの区域が定められ、対象地区の人々は定期的な健康診断が無料で受けられるようにしました。また、この法律に基づいて、医薬品の支給や非汚染地域での一時療養支援、避難者の公営住宅への優先入居や新しい職業の斡旋なども行われました。

汚染区域では年間1mSV（ミリシーベルト）超で「移住の権利」が発生し、年5mSVでは「移住の義務」が発生します。日本では年20mSV以下なら帰還準備区域とされていますから、基準のゆるさはチェルノブイリ法の4分の1から20分の1。

チェルノブイリ法で立ち入り禁止ゾーンとされる区域が、日本では避難指示解除準備区域とされ、事実上帰還が奨励されているのです。チェルノブイリ法では「居住・帰還」が原則。避難者への冷遇は、こうした政策の結果ともいえます。

■■■■■ 予防原則と平等原則に立つて被災者を救済する

放射能災害における被災者救済の原理原則を確立するため、日本でもチェルノブイリ法をモデルにした日本版の法律・条例を制定しようという動きがあります。その一つが、柳原敏夫弁護士らが取り組む「市民が育てる『チェルノブイリ法日本版』の会」です。

同会が構想する「チェルノブイリ法日本版（以下、日本版）」の特徴は、予防原則と平等原則に立つて事前の一律救済を目指すこと、「子ども・被災者支援法」のような抽象的な理念法ではなく、具体的な法律を目指すこと、人権侵害に対する国の責任を明確にし、その責任を法律に明示すること——などにあります。

放射能の人体への影響は現在の科学・医学の水準では分からないことが多くあります。とりわけ低線量被曝についてはまだ分からないことだらけです。危険が検出されないからといって、安全とは言えないのです。そこで日本版では「安全が積極的に証明されない限り、人々の命を守る」という「予防原則」の考え方を明文化しようとしています。

また「平等原則」に則って、放射能災害から命と健康と生活が保障される権利があることをすべての人に認め、それを法律の前文に謳うことを想定しています。

■■■■■ 3・11後の分断を超えて、生き延びるために

「3・11は私たちにとっては一種の戦争のようなもの。その戦災の現実にはショックを受け、現実逃避したり、呆然としている場合ではない。原発事故は戦争を忘れさせようという勢力があるなら、私たちは事故を永遠に記憶にとどめ、社会的分断を超えて結束し、生き延びなければならぬ」と、柳原氏は言います。そのための手立ての一つとして、チェルノブイリ法日本版があるのです。

柳原弁護士が学習会で強調したのは、この法律の制定を国や自治体に慈悲を乞うようにはお願いするのではなく、「無数の市民の連合する力で、勝

講演会のお知らせ

「東電福島・放射能汚染の拡大と”オリンピック”」

講師：小出裕章氏（元京都大学原子炉実験所員）

●日時：2020年1月25日（土）13：30～16：30

●会場：江戸川総合文化センター・研修室／200名

（アクセス：総武線・新小岩下車、バスで江戸川高校前下車。江戸川区役所方面すぐ）

資料代：500円

○2011年3月11日、東京電力福島原子力発電所の重大事故で、双葉を中心に大量の放射性物質による汚染をもたらし、その広がりは東北、関東地方におよびました。その後の事故炉の現状と引き続く汚染の実態を直視し、オリンピックに浮かれフクシマの現実から目をそらせる危険性をお話ししていただきます。

是非ご参加ください。



会費・寄付金振り込みのお願い

◆会費・寄付金の振り込み

<振込先>

郵便振替口座

番号：00260-7-108912

名義：ふくしま支援・人と文化ネットワーク

※お手数でも、振り込み用紙の「通信欄」に会費・寄付の詳細をご記入ください。

また、振込料金はご負担していただきますようお願い申し上げます。

安倍さんに聞かせたい講演があります。昭和12年から10年間、小学校の国語の教科書に掲載された「稲むらの火」のモデルとなった「浜口梧陵伝」、私が10年以上前から語っている講演です。「稲むらの火」は戦前戦中の防災テキストとして有名な話で、山の上に住む村の長老が、地震のあと海を見ていて津波が迫ってくるのを目撃します。浜で収穫を祝って踊っている村人た

ふくしま 「浜口梧陵伝」

神田香織 の ティータイム



ちは全く気がつきません。何とかして知らせねばと、とつさに長老は刈り取った稲が積んである稲むらにかたっぱしから火を放つので、火の手に驚いた村人たちは祭りを中断し山を駆け上って老人の元にかけてつきます。そこに津波が到来。村人たちは間一髪一人残らず助かったという話です。さて、浜口梧陵の危機管理能力はどのように培われたのでしょうか。それは彼が住む和歌山県広川町が東海、南海、東南海地震の震源地に近く、100年から



浜口梧陵

千葉を直撃した台風15号の被害は初動の遅れもあり、死者も出ず大惨事となってしまうました。東日本大震災から、そして毎年の台風被害から安倍政権は一体何を学んだのでしょうか？為政者に危機管理能力がないのは国民にとって文字通り命取り。この想像力のない内閣に原発を動かす資格などあるはずがない、と改めて思います。安倍さん、私の講演聴きにきて

翻って9月9日

150年に一度必ず地震が来ることを、村の名士として村人を守るため、祖父から父へ父から梧陵へと危機感を持って受け継がれたからに他なりません。